

日本皮膚科学会「医学研究に関する法と指針への対応」

日本皮膚科学会が主催・支援する学術大会、地方会、講習会、その他の研究集会等における発表や講演において、その内容が医学研究に関する法または指針の適用を受ける研究である場合は、発表者はそれぞれの法または指針を遵守していること。また、日本皮膚科学会会員は、これら以外の学会・研究会等で発表する際にも遵守していること。

適用を受ける法や指針については、発表者自身が「学会発表にあたって発表者が行うべき手続について」を参考に、関係する法や指針を確認する必要がある。

2017年9月1日

2022年1月21日改正

公益社団法人日本皮膚科学会